

【 健康福祉部・教育委員会 】

件 名	いじめ対策指導員配置事業について
<p>申立概要 【受理29.1.18】</p>	<p>(1) 京都府が緊急雇用対策事業として、平成25年9月の時点でいじめ対策指導員を20人も雇用を見込んでいじめ対策指導員配置事業を計画するのはおかしいのではないか。</p> <p>(2) A市に対し、府から自殺対策事業費補助金が交付されているし、平成25年度にはいじめ対策等生徒指導推進事業費が交付され、その額はほぼ同額であるが、市の同じ事業に対し二重に交付されているのではないか。</p> <p>(3) 平成29年1月13日及び14日に教育局長がA市教育委員会に出張しているがおかしくないか。</p>
<p>確認事項 【通知29.2.21】</p>	<p>(1) 「いじめ対策指導員配置事業」については、いじめ事象が発生し、そのことに伴う不登校や暴力等が継続・深刻化するなど、大きな課題が生じている小中学校（京都市立学校は除く。）に指導員を配置し、関係する児童生徒・保護者への対応及び指導、外部の関係機関との連携等を行い、課題の解決を図るためのものであり、この時期に緊急雇用対策事業として府内各市町村に約1人程度配置できるよう計画することに対して、特に問題は見受けられなかった。</p> <p>(2) 「自殺対策事業費」については、府民の自殺者を減少させるためのもので、いじめ防止講演会開催等のための補助金を交付しているが、「いじめ対策指導員配置事業」等は補助対象事業となっていない。「いじめ対策等生徒指導推進事業」については、子どもたちを児童虐待から守るための効果的な方法について、調査研究を委託するもので、上記のそれぞれの事業に関して二重の交付はなかった。</p> <p>(3) いずれも公務のための出張であることを確認し、特に問題は見受けられなかった。</p>